

「パートナーシップ構築宣言」

当組合は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の事項に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

地域に根差す農業協同組合として管内の組合員と連携した事業を通じ、取引先やJAグループとの連携を大切にし、より安全・安心な置賜産農畜産物を消費者に安定的に供給するサプライチェーンの構築に取り組みます。

また、取引先の要請に応じ、業務の効率化や環境負荷低減、災害時の事業継続体制の整備について、意見交換を行います。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他

原材料費、物流費等の変動を踏まえた適切な価格形成に向け、取引先と十分に協議するとともに、その取組みがサプライチェーン全体に共有されるよう情報発信を行います。

あわせて、「農」と「食」の未来を担うため、農業の持続的な発展と食料の安定供給を実現する流通の最適化に取り組みます。

令和8年2月26日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

山形おきたま農業協同組合
代表理事組合長 若林 英毅